

平成 22 年度事業報告書（添付資料等除く）

1 平成 23 年度賃貸料及び事務委託費の増額要請行動について

平成 23 年度賃貸料の要請行動については、定期総会の決定に基づき総額 939 億 1,400 万円（対前年度比 3.19% 増）の予算措置を求めて、7 月 12 日に全役員が上京し、防衛省に対して要請を行った。この要求額は、平成 4 年の契約更新時において 988 億 6,500 万円をベースとした「積み残し」分であり、平成 24 年度の契約更新前までに達成を目指した要求額である、ことを強く訴えた。

その結果、同要請に対する回答について、8 月 17 日に防衛省から財政事情や地価の下落等を理由に前年度より減額となる、「対前年度比 0.2% 減」との提示がなされた。

この回答に対しては、緊急理事会を開催して「絶対に容認できる数字ではない」として、8 月 19 日には北澤防衛大臣に対して、満額措置してもらうよう要請を行うこととなった。

その後、防衛省は、本連合会からの要請に対して、8 月 20 日には一転して増額となる、「対前年度比 1% 増」の回答が出された。しかしながら、この回答に対しても、理事会において「総会で対前年度比 3.19% 増と決定していることから、更に上積みを図るべきである」との意見により、満額措置に向けて要請活動を継続していくこととなった。本連合会・正副会長（以後、「三役」と称す）が頻繁に上京し、「上積みの要請」行動を展開した。

8 月 31 日には、防衛省の概算要求が公表されたが、本連合会からの要請は満額措置されることなく、「対前年度比 1% 増」で決定された。

三役は、9 月以後も上京して防衛省に対して、満額措置してもらうよう求めた結果、12 月には「1.0%」に「0.1%」が上乗せされた「対前年度比 1.1% 増」の回答が防衛省から出され、最終的に 12 月 24 日には政府予算案として閣議決定された。

この政府予算案に対して、理事会では「契約更新時の賃貸料要請が控えているなかで、今後の交渉へも影響することが懸念される」として、強く反発、文書で「平成 23 年度軍用地等賃貸料の予算案に対する不満表明」を行うことを全会一致で決定した。

1 月 24 日には、三役が上京して、北澤防衛大臣と岡田民主党幹事長に対し同文書をもって、不満表明を行った。

平成 23 年度賃貸料は、国会において政府予算案どおりの「約 918 億円、対前年度比 1.1% 増」として確定した。

つぎに、平成 23 年度事務委託費の要請については、本来、国が行うべき賃貸料の請求・受領や所有権移転等の手続きに関する業務を各地主会が担ってきていることから地主会の負担軽減を図るべく増額措置を訴え、要請活動を展開した。

なお、平成 22 年度事務委託費は対前年度より 1,100 万円増、総額 5,000 万円の委託費を確保することができた。

2 返還特措法及び沖振法の見直し・延長に向けた要請行動について

本連合会では、沖縄県における駐留軍用地が返還された後の原状回復や給付金の支給等を定めた「返還特措法」と「沖振法」が平成 24 年 3 月で失効することから、沖縄県知事に対して、失効後も同法律の趣旨が反映される措置を講じてもらうよう要請してきた。

こうしたなかで、沖縄県が策定した「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え方（案）」では、「給付金支給の限度額撤廃」や「支給期間は、使用・収益が生ずるまでの期間」とすることは、地主の意向を踏まえたもので、評価できることから基本的に支持していくこととした。

一方で、新たな法律には「自衛隊施設用地及び空港用地」が対象となっていないことから、引き続き関係機関（防衛省、内閣府、県）へ自衛隊施設用地等が対象となるよう要請活動を行った。

3 平成 24 年度の賃貸借契約更新に係る事務委託費及び更新協力費措置要請行動について

平成 24 年度の事務委託費は、土地所有者からの賃貸借契約更新の予約に係る同意書、委任状及び印鑑証明書等の取り付け、意思の疎通を図るために必要な処理や一連の事務に要する費用として、防衛省に対して 3 億円を要請した。

また、契約更新に応じた地主に対して支給される更新協力費については、一人あたり 50 万円の支給をするよう要請した。

その結果、同要請に対する予算措置は、平成 24 年度の概算要求時になると回答を得たことから、継続して要請していくことを確認した。

4 位置境界未確定問題の解決要請行動について

駐留軍用地等の地籍明確化については、「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」に基づき確定作業が進められてきたものの、一部地域においては、集団和解による関係地主の協議が整わず、今なお嘉手納飛行場など 4 施設 7 小字が「位置境界未確定」の状況にある。

本連合会では、「旧那覇空軍・海軍補助施設（那覇市字鏡水崎原）」における一部民有地について、昨年から地主会と連携しながら、関係機関に対して早期に解決してもらうよう要請活動を行った。

5 固定資産税の負担軽減に向けた要請行動について

軍用地（米軍基地等）に係る固定資産税の負担軽減についての要請は、7月 13 日に全役員が上京し、原口総務大臣に対して要請活動を行った。要請にあたっては、軍用地が所有権の自由な行使が長期にわたって制限された土地であり、民間の土地とは異なる特殊な事情を抱えていることを強く訴え、税負担の軽減を求めた。しかしながら、政府の壁は予想以上に厚く、軽減措置が実現するまでには至らなかった。地主にとっては、過重な負担となっていることから今後も継続して要請していくこととした。

6 委員会設置及び活動について

（1）賃貸料算定研究委員会の活動について

本委員会は、「軍用地等の賃貸借に関し、適正妥当な賃貸料の算定方法等について調査研究する」ことを目的に、昨年度（平成 21 年 1 月に設置）から継続して検討を重ねてきた。

同委員会は 18 回開催、さらに作業部会を 6 回開催し、最終報告書をとりまとめ、平成 23 年 2 月 14 日には中地委員長から本連合会の会長に対して報告書が手交された。

その後、同報告書の内容を検討、議論するため 2 月 16 日には理事会を開催し、さらに 3 月 9 日には地主会正副会長会を開催して組織的な討議を行い、最終的に同報告書の内容を了承することとなった。

本連合会では、同報告書の内容を踏まえて、「平成 24 年度軍用地等賃貸料算定方法見直しに伴う予算措置について（要請）」を 3 月 28 日に開催した定期総

会において全会一致で決議した。

(2) 新公益法人制度に係る法人移行調査検討委員会の活動について

本委員会は、「審議状況の中間報告」をとりまとめ、審議してきた①移行先法人の選択、②「公益法人改革3法」に基づく機関設計、③「定款の変更の案」の作成、④移行時期について、経過報告を本連合会の会長へ平成22年11月19日に報告した。

同中間報告は、12月17日に開催した理事会において報告し、さらに大城委員長が3月25日の理事会に出席し、詳細について説明を行った。

本委員会は3月に入って、委員会で検討してきた定款変更の素案について、所管である沖縄県基地対策課と意見交換を行うなど、最終報告書のとりまとめに向けて検討を行った。

(3) 土地連会館建設委員会の設置及び活動について

本委員会は、「会館建設調査検討委員会の報告を踏まえ、会館建設に向けた具体的な検討を行い、基本計画を策定する」ことを目的に、平成23年1月に第1回委員会を開催して「会館建設基本計画書」の策定に向けた協議、検討に着手した。

なお、本連合会では同委員会での検討と並行して、会館建設予定地である、北谷町の土地区画整理事業地の土地取得の手続きを進めていたが、同区画整理事業の進捗状況から本年度に土地を取得するまでには至らなかった。

7 現行事業の充実及び強化について

(1) 委任に伴う賃貸料受領事業の充実強化について

本年度の賃貸料前金払分約810億円は6月18日から受け入れを開始し、7月15日までに受領した金額を同日付で各地主会指定の預金口座へ送金した。精算払分約8億円については、単価交渉の妥結状況を確認しつつ請求書を提出し、1月11日から受け入れを開始するとともに、順次、各地主へ送金した。

(2) 共済融資斡旋事業の充実強化について

共済融資事業は、「軍用地等地主の相互扶助並びに福利増進を図る」ことを目的に、県内5金融機関の協力のもとで実施してきた。本年度は、共済基金の

効率的な運用と需要に応えるために融資限度額を2,000万円に増額し、同事業の充実強化を図った。その結果、融資残高が約148億円、取扱総件数が2,650件で、そのうち、本年度の取扱は約60億円（前年度比3.2倍）、495件（前年度比1.9倍）という実績をあげることができた。

（3）財産管理土地（所有者居所不明土地）管理について

本連合会は、軍用地等の所有者居所不明の土地に係る財産管理人として、賃貸料の請求及び受領、固定資産税の納付、那覇家庭裁判所への管理状況の報告などを行っている。

なお、所有者居所不明土地の管理状況については、管理中である107件を登記簿等で確認作業を行ったが、本年度は移転を確認するものはなかった。

8 軍用地等の返還状況について

本年度は、キャンプ瑞慶覧（旧泡瀬ゴルフ場）において23事案による一部返還、陸上自衛隊八重瀬分屯地において境界線の一部変更による返還があった。